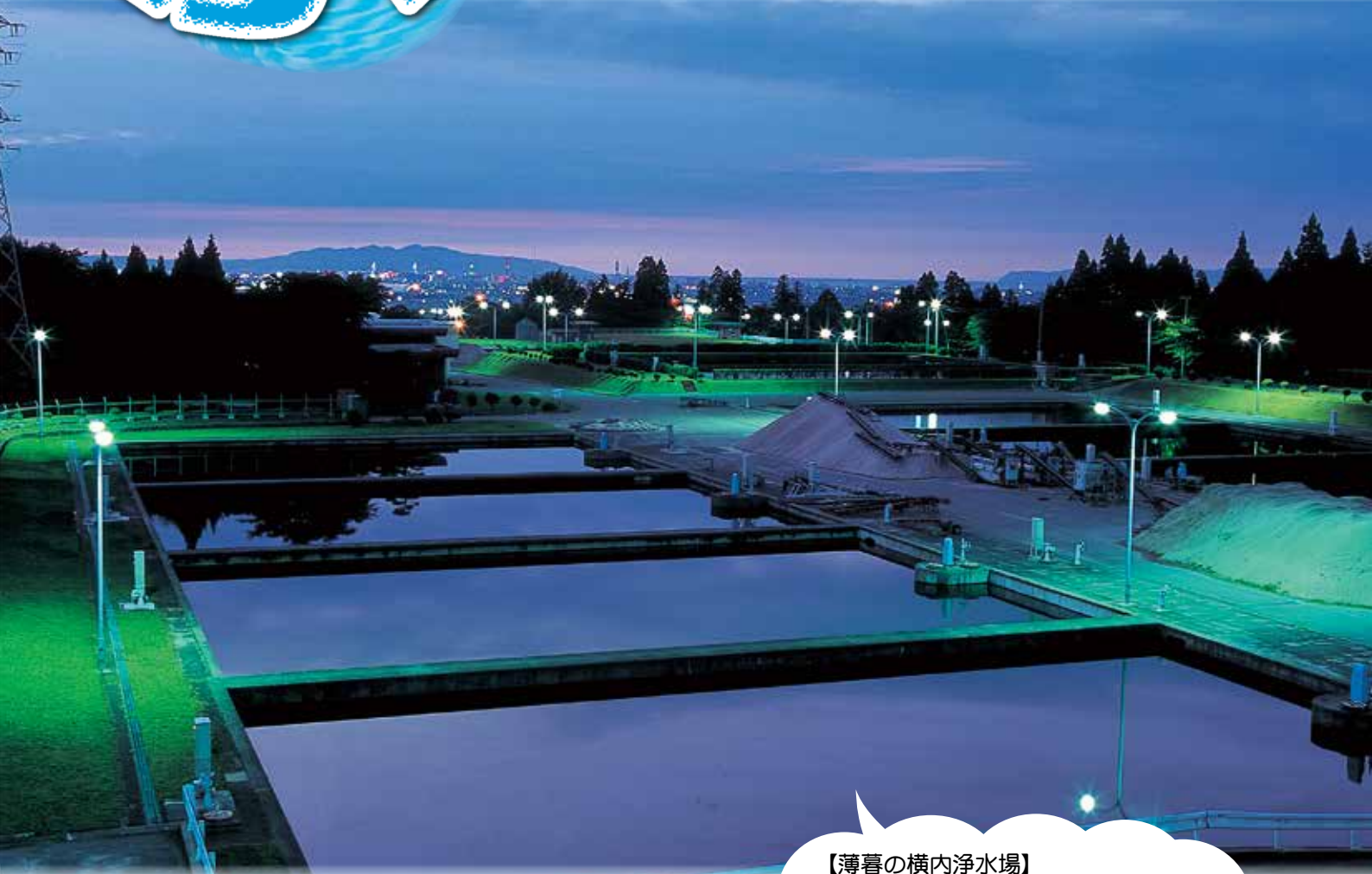


# 水道だより



目次

災害に負けない水道をめざして……………	1 P
油漏れにご注意ください……………	2 P
水抜き栓の操作のご確認について……………	2 P
給水装置・貯水槽水道について……………	3 P
道路漏水について……………	4 P
無届工事や水道水の不正使用は 過料が科されることがあります……………	4 P
水源保護区域での制限行為には許可が必要です！……………	4 P
水道水の水質検査について……………	5 P
見積り水量での水道料金の徴収について……………	6 P
水道料金等のお支払い方法について……………	6 P
引越し（転入・転出）の手続きはお早めに……………	7 P
お問い合わせ先一覧……………	7 P

【薄暮の横内浄水場】

八甲田連峰前嶽を源にする横内川を水源とする横内浄水場は、明治42年に創設された歴史のある浄水場です。

青森地区の南方に位置し、主に市街中心部に配水しています。



青森市水道キャラクター  
「しずくちゃん」

## ◆ 災害に負けない水道をめざして ◆

災害は、水道・電気などのライフラインに大きな被害を与えます。しかし、災害時においても水の確保が必要不可欠であることから、水道部では災害に備え、水道水の供給基盤の整備に日々取り組んでいます。その取組の一部をご紹介します。

### ● 管路の耐震化

地震などで地盤沈下や地盤の亀裂が発生すると、管路に引っ張る力が加わり、耐震化されていない水道管の接続部分は離脱・破損し、水道水の供給ができなくなるおそれがあります。

そのため、水道部では、水道管の布設や更新の際に全面的に耐震適合管を採用し、機能の強化を図っています。

平成28年3月現在の耐震適合率は、管路全体で72.4%、導水管・送水管や主要な配水管などの基幹管路では58.4%であり、徐々に耐震化がすすんでいます。



耐震管の布設工事

### ● 給水車の配備と訓練の実施



災害や事故などで浄水場や水道管が壊れたときには、給水車を使って拠点給水所などに水を運びます。

水道部では、給水車2台（2,000L／台）を配備するとともに、定期的に災害時を想定した訓練を実施し非常時に備えています。

### ● 配水池の貯水容量（災害発生から7日間の水の確保）

災害による断水発生から、はじめの3日間は1人1日3Lの水が、4日目以降7日目までは生活用水などで1人1日20Lの水が必要になるとした場合、7日間で、青森地区では約24,500 $\text{m}^3$ 、浪岡地区では約1,700 $\text{m}^3$ の水が必要となります。（1 $\text{m}^3$ =1,000L）

災害発生後7日間に必要な水を確保するため、緊急遮断弁を装備した配水池などにおいて、青森地区で約27,720 $\text{m}^3$ 、浪岡地区で約2,240 $\text{m}^3$ を貯水できるようにしています。

【参考】 緊急遮断弁を装備した配水池などの通常運転時貯水量（単位： $\text{m}^3$ ）

地区	配水池・貯水槽	貯水量	計
青森	横内浄水場配水池	8,880	約27,720
	堤川浄水場野沢配水池	14,840	
	天田内配水所配水池	3,500	
	緊急貯水槽（※）	500	
浪岡	花岡配水場配水池	2,240	約2,240

※緊急貯水槽は、応急的に給水（飲料用・防火用）が行えるよう、必要な水を蓄えておくためのタンクです。青森市内では、水道部敷地内（100 $\text{m}^3$ ）、青い森公園、合浦公園（ともに200 $\text{m}^3$ ）などに設置されています。



横内浄水場緊急遮断弁

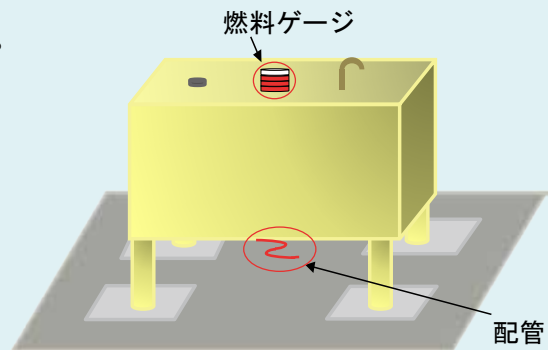
## ◆油漏れにご注意ください◆

灯油等の油漏れが発生すると、地中の水道管に油が浸透し、水道水に油の臭い移ることがあります。このような場合、灯油等のしみ込んだ水道管や土の交換が必要となる場合がありますので、被害を未然に防ぐためにも次の点にご注意ください。

- ホームタンクへの給油の際は、地面にこぼさないようにしてください。
- ホームタンクが老朽化している場合は、損傷がないか確認してください。
- ホームタンクを新たに設置したり増改築で移設する場合は、水道管の近くに設置しないでください。
- 積雪や落雪でホームタンクが破損することがありますのでご注意ください。
- 灯油以外でも油漏れがあると水道水が油臭くなることがあります。塗料・シンナー等も地中に捨てたりせず、廃棄業者に依頼するなど適切に処理してください。定期的にホームタンクや周囲の点検をして被害を未然に防ぎましょう。

### (参考) 油漏れのチェック項目

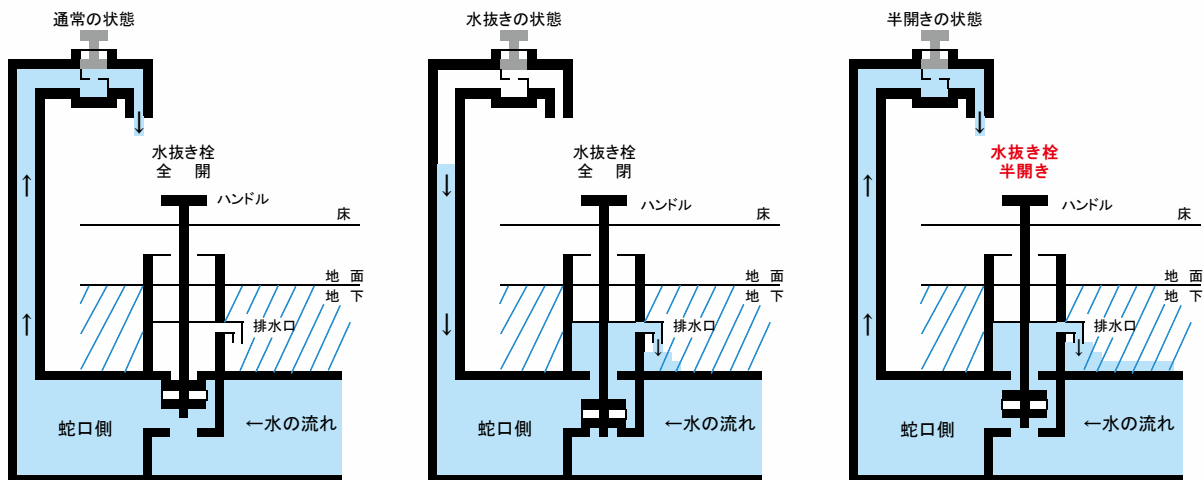
- ①タンクに小さな亀裂、にじみや漏れがないか。
- ②配管の地中埋設箇所・家屋内・床下・排水設備で油臭がしないか。
- ③灯油の使用量以上に燃料ゲージが減っていないか。
- ④落雪・積雪・除雪によりタンクの配管などが損傷していないか。
- ⑤融雪槽を設置している場合、槽内に灯油が漏れていないか。



## ◆水抜き栓の操作のご確認について◆

水抜き栓の操作が不十分だと凍結や漏水の原因となりますので、水抜き栓の確認をお願いします。

開け閉めは水抜き栓が回らなくなるまで、きっちり回してください。(下の図は、水抜き栓のイメージです。)



通常時は、水抜き栓のハンドルを左(反時計回り)に止まるまで回して使用する。

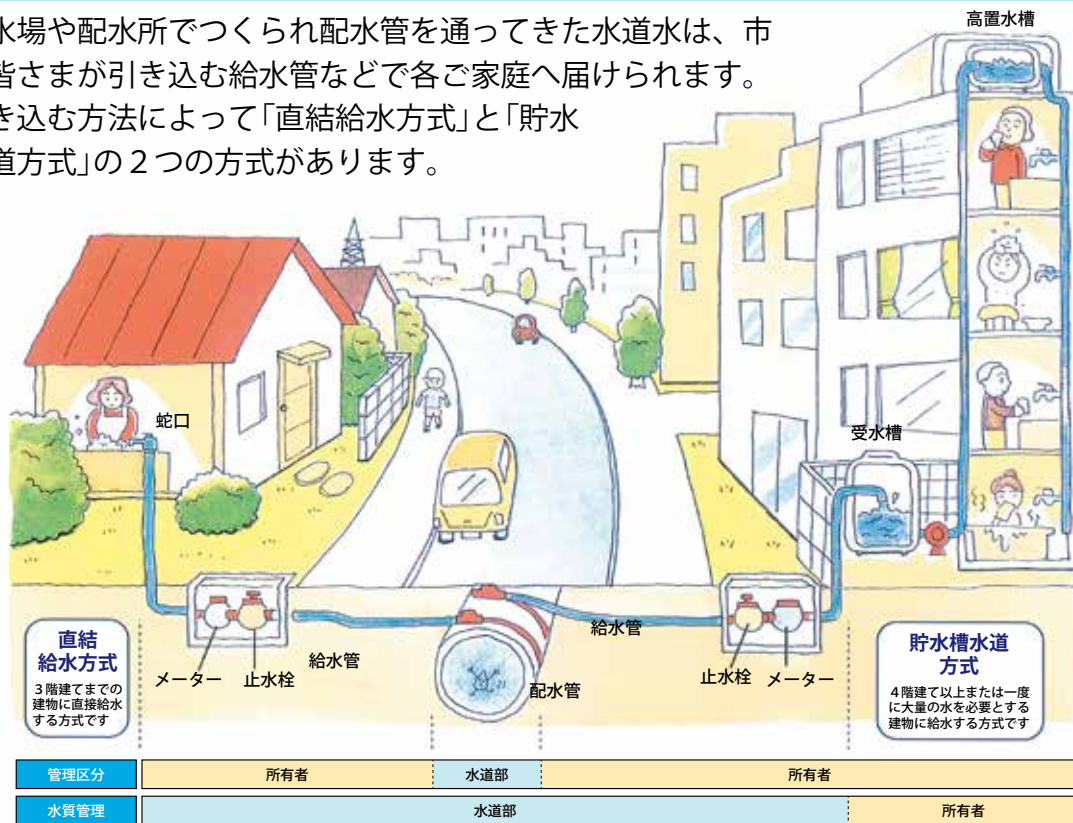
水抜きする場合は、水抜き栓のハンドルを右(時計回り)に止まるまで回す。蛇口を開くと水道管に空気が入り、水が抜ける。

**水抜き栓が半開きの状態では、蛇口を通常通り使用できるが、地下に水が流れたままで漏水した状態になる。水を多く使用した覚えがないのに、水道料金等が著しく増える場合がある。**

## ◆ 給水装置・貯水槽水道について ◆

浄水場や配水所で作られ配水管を通ってきた水道水は、市民の皆さまが引き込む給水管などで各ご家庭へ届けられます。

引き込む方法によって「直結給水方式」と「貯水槽水道方式」の2つの方式があります。



### ● 給水装置はあなたの財産です

道路の下の配水管から各家庭に引き込む給水管や蛇口などの給水装置は、所有者の財産（水道メーターは除く）ですので、給水装置の適正な管理は、所有者が行う必要があります。

なお、給水管からの漏水が、道路内や一般住宅地内（配水管から水道メーターまで）で発生し、漏水の原因が給水管の老朽や腐食などやむをえないものであれば、水道部が漏水解消を目的に修繕する場合がありますので、施設課管路維持チーム（017-777-4255）にご相談ください。

### ● マンションやビルの水質管理

マンションやビルのように、受水槽や高置水槽を経て各ご家庭に水道水が給水される設備を総称して貯水槽水道といいます。

この管理は、法律や条例などにより、設置者（所有者）が行うよう定められています。

なお、水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施しておりますので、ご協力をお願いします。

### ● 鉛の水道管（鉛管）への対応とお客様へのお願いについて

鉛管は昭和45年までは給水管に広く使われていました。しかし、鉛の給水管を長期間使用し続けると、鉛が溶け、人体に蓄積され健康を害する恐れがあることから、水道部では配水管から分岐された給水管のうち、水道メーターまでの鉛管については、取替えを終えています。

#### 【お客様へのお願い】

給水装置（給水管）はお客様の財産です。工事費用はお客様の負担となりますが、鉛管対策は管の取替えが根本的な対策となりますので、水道メーター以降蛇口までの鉛製給水管の取替えをぜひご検討ください。

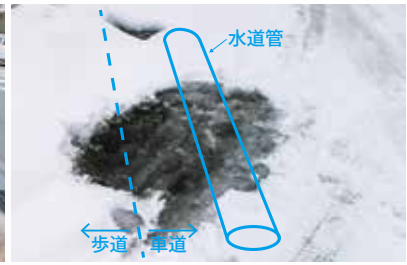
なお、鉛管の取替えが行えない場合であっても、長期間留守にしたあとや朝一番の水は、バケツ1杯程度の量を飲み水以外に利用することで、安心してご利用いただけます。（鉛管については、施設課給水装置チーム（017-774-1234）までお問い合わせください。）

## ◆ 道路漏水について ◆

晴天なのに車道・歩道や水気のないところが濡れている、水たまりがあるなどの場合は、水道管から漏水している可能性があります。また、冬期は一部だけ雪が溶けて水たまりになっているところがあれば漏水のおそれがあります。



夏期漏水のイメージ写真



冬期漏水のイメージ写真

発見された場合は、施設課管路維持チーム(017-777-4255)までご連絡をお願いします。

## ◆ 無届工事や水道水の不正使用は過料が科されることがあります ◆

給水装置の新設・改造・撤去の工事を行う際は、条例の規定により水道部の承認が必要です。水道部への給水装置工事の申込みは、お客さまに代わり青森市指定給水装置工事事業者が行います。

なお、水道部の承認を受けずに、給水装置の新設などの工事を行ったり、正当な理由がなく、止水栓の開閉をしたとき、また、不正の行為により料金などの徴収を免れた場合は、青森市水道事業条例の規定により、過料が科されることがありますのでご注意ください。給水装置工事については、施設課給水装置チーム(017-774-1234)までお問い合わせください。

※止水栓開閉の正当な理由とは、以下の場合などです。

- ①水道部の職員又は水道部から依頼を受けた者が開閉する場合
- ②水道部の承認を受けた工事を施工するため開閉する場合(通水確認も含む)
- ③修繕工事を行うために、指定給水装置工事事業者が開閉する場合
- ④メーター以降に漏水があり水抜き栓で止水することができない場合
- ⑤事前に水道部の了解を得た場合

## 水源保護区域での制限行為には許可が必要です！

市では、市民の宝物である安全で良質なおいしい水を将来にわたり安定的に供給するため「青森市横内川水道水源保護条例」を制定し、行政、市民及び事業者などが一体となって横内浄水場の水道水源を守ることとしています。

### [条例の特徴]

- 条例が指定する水源保護区域内での汚水等を発生させるおそれのある行為については、個人、事業者を問わず、全て許可が必要です(一部例外あり。)
- 無許可行為、許可内容に反する行為などをしたときは、懲役や罰金といった罰則を伴います。

### [許可が必要な行為]

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為(建築物の改築、増築などを含む。)
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、その他土地の形質を変更する行為
- さく井(井戸を掘ること。)などの行為

さらに、市内に点在する他の水道水源についても「青森市水道水源保護指導要綱」により、同じく保護しています。

詳しくは、水道部施設課水源保全チーム(017-774-1234)又は青森市水道事業ホームページで確認いただけます。

# ◆ 水道水の水質検査について ◆

## ●平成27年度水質検査結果

検査結果は、水質基準項目（51項目）すべての基準に適合し、多くの項目で基準値の10分の1以下を達成しました。過去と比較しても変動が少なく、良好な水質と高い安全性を確保しています。下の表は検査結果の一部を抜粋したものです。なお、代表的な給水栓末端（蛇口水）の定期検査結果は、毎月ホームページに掲載していますのでご覧ください。

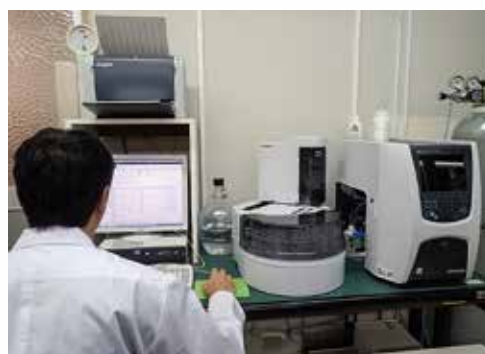
分類	項目	水質基準等	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	油川配水所	天田内配水所	花岡配水場
病原生物	一般細菌	100個/1mL以下	0	0	0	0	0	0
	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
重金属	カドミウム	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	鉛	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	マンガン	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	鉄	0.3mg/L以下	0.005未満	0.008	0.010	0.005未満	0.005未満	0.007
無機物	シアン類	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	硝酸類	10mg/L以下	0.13	0.13	1.07	0.05	0.12	0.22
	塩化物イオン	200mg/L以下	9.7	30.7	19.8	43.1	17.3	14.4
	硬度	300mg/L以下	16.2	90.0	50.3	48.6	55.1	17.8
有機物	有機炭素濃度	3mg/L以下	0.3	0.2	0.1	0.1未満	0.1未満	0.4
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.36	7.22	7.35	8.11	8.06	7.10
	味・臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
消毒効果	残留塩素	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
		0.1以上 1mg/L以下	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4

※表中の「〇〇未満」の表記は、測定機器で検出可能な最小値よりも小さいことを表しています。

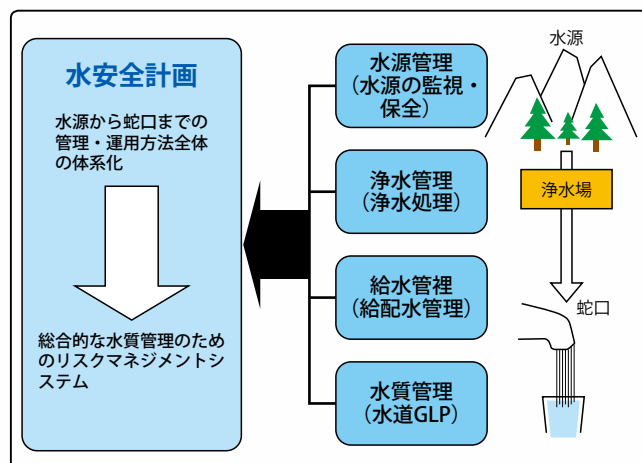
## ●平成29年度水質検査計画について

水道部では、安全・安心でおいしい水道水をいつでもご利用いただけるよう、毎年「水質検査計画」を策定し、これに基づき、水質基準に適合した安全な水道水であることの確認と、高い品質を維持するため、効果的・効率的な水質管理を行っています。

平成29年度水質検査計画については、3月にホームページへ掲載するほか、水道部本庁舎・横内浄水場・浪岡事務所で閲覧することができます。



## ●水源から蛇口までの一貫した水質管理システム（青森市水道部水安全計画）



水安全計画とは、安全な水の供給を確実にするために、水源から蛇口までに存在する水質上の危害（リスク）を未然に防ぎ、どこを重点的に監視し、どうコントロールするかを定めた、リスク管理計画です。

水道部では、本計画に基づく高いレベルでの水道施設の運転や維持管理、さらに精度の高い水質検査を実施することにより、将来にわたり常に安全・安心な水道水をお客さまへお届けすることを目指しています。

## ◆見積り水量での水道料金の徴収について◆

冬期間中、積雪のため水道メーターのボックスがふさがりなどして検針ができない場合は、前月までの平均的な使用水量等を基にした見積り水量での水道料金を徴収します。

この場合、雪解け後など、検針ができた際に、見積り水量と実際の使用水量との間に生じた過不足分の水道料金を精算します。



水道メーターの検針にご協力をお願いします。

## ◆水道料金等のお支払い方法について◆

水道料金等は、次のいずれかの方法でお支払いください。

### ◎納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をご持参のうえ、指定の納入場所（※1）でお支払いください。

納期限：検針した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）



#### （※1）指定の納入場所

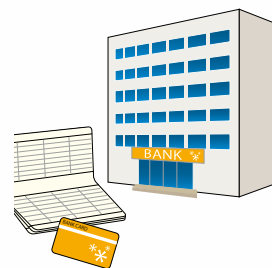
青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・上下水道課）です。（詳細は、納入通知書の裏面をご覧ください。）

### ◎口座振替によるお支払い

口座振替の手続き（※2）をすることで、お客さまに代わって金融機関の口座から毎月自動的に振替します。

定例振替日：検針した月の翌月10日（休日等の場合は翌営業日）

定例振替日に残高不足により振替できなかった場合には、検針した月の翌月25日（休日等の場合は翌営業日）に再度振替します。



#### （※2）口座振替の手続き

「預貯金通帳」と「お届け印」のほか、「使用水量のお知らせ」又は「領収書」をご持参のうえ、お客さまの口座のある金融機関窓口へお申込みください。青森市内に店舗がある金融機関であれば、全国いずれの店舗の口座でもご利用いただけます。

なお、口座振替のお申込みは、水道部窓口（営業課・上下水道課）でも受け付けています。

### ❖ 口座振替ご利用可能な金融機関 ❖

青森銀行・みちのく銀行・みずほ銀行・秋田銀行・北日本銀行：岩手銀行・青い森信用金庫・東北労働金庫・青森県信用組合・商工組合中央金庫・青森農業協同組合・青森県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

## ◆引越し（転入・転出）の手続きはお早めに◆

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算がされませんのでご注意ください。

### ●転入時の手続き（使用開始の手続き）

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入の上、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は、営業課（017-734-4281）へご連絡ください。浪岡地区については、浪岡事務所上下水道課（0172-62-1143）へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

### ●転出時の手続き（使用中止の手続き）

次の事項について営業課（017-734-4281）又は浪岡事務所上下水道課（0172-62-1143）へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

## お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話（直通）
料金関係	水道の使用開始・終了など （転入・転出）	営業課各チーム （検針・収納・業務管理）	(017) 734-4281
	料金の確認、料金の支払い （口座振替・納付書払）		(017) 734-4202
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172) 62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、 水道加入金など	施設課 給水装置チーム	(017) 774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017) 777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017) 774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源 保護指導要綱に関する事前協議など	施設課水源保全チーム	(017) 774-1234
水質関係	水道水の水質	横内浄水課 水質管理チーム	(017) 738-6507
ホームページ	青森市水道事業HP	<a href="http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html">http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html</a>	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使 用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017) 752-0029
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172) 62-1159

「水道だより」についてご意見、ご感想などは、水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号  
電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913  
eメール josui-somu11@city.aomori.aomori.jp